		令和2年4月 農業委員会総会
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1.	開会日時	 令和 2 年 4 月 2 4 日 (金)
	閉会日時	令和2年4月24日(金) 10時00分
2.	場所	川棚町中央公民館 1階 講習室
3.	農業委員	 1番 2番 3番
•		4番 5番 9番
		6番 7番 8番
		10 番 11 番 12 番
		13番
		ТОН
		(欠席 なし)
		(遅刻 なし)
		(早退 なし)
4.	最適化推進委員	 出席者なし
5.	議事録署名人	7番 12番
6.	付議事件	第1号 事務委任について
		第2号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について
		第3号 農地法第3条に規定する許可申請について
		第4号 農用地利用集積計画の決定について
7.	協議事項	・平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
		・令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)
8.	報告事項	・農地の合意解約について
9.	その他	・行事報告について

令和2年4月	農業委員会総会
14/11/2/1/2/1	灰木タ只力心力

事務局長

「ただいまから、令和2年度4月の農業委員会を開催します。

(総会成立要件) (過半数以上の出席) 「本日は 全員出席です。総会は成立している事をご報告します。

また、現在、新型コロナウイルス緊急事態宣言も発令されております。

3密を避ける事に注力するように要請さていますが、農業委員会は委員参集の上で開催する事が必須となっています。コロナ感染防止対策の関係から本日の総会は短時間で終了したいと思いますので、皆様のご協力お願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、4月の行事及び5月の予定についてご報告いたします。(各報告)」

「次回現地調査日を5月20日、総会開催日を5月25日とする ことをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提 案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を5月20日、総会開催日を5月25日といたします。」

「次回の調査委員は○○委員、○○委員、○○委員としますのでよろしくお願いします。」

事務局

「事務局から、今月の提出議案についてご説明いたします。さき に配布しました会議資料に議案第4号で、農地法第5条の規定に よる許可申請が提出されていましたが、申請者がコロナウイルス 事務局

の関係から会社に入る事が出来ず書類が一部そろわないため申請を取り下げ、次回農業委員会開催に回す事となりましたので、 議案第5号農用地利用集積計画の決定を議案第4号として取り 扱いますのでご報告いたします。」

会長

「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を○○委員と○○委員にお願いいたします。」

会長

「それでは、議案第1号 事務委任について議題といたします。 議案の朗読及び説明を事務局からお願いします。」

事務局

議案の朗読及び説明

会長

「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」

全委員

質疑なし

会長

「質疑などないようですので、事務委任を受けることについてご 異議ございませんか。」

全委員

「異議なし」

会長

「異議なしと認めます。議案第1号の事務委任に関する各項目については、農業委員会が委任を受けて取り組むことに決定いたします。」

「続いて議案第2号 農地法第3条第2項第5号の農業委員会 における別段の面積の設定について審議を行います。事務局から 議案の朗読と説明をお願いします。」

事務局

議案の朗読及び説明

会長

「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。只今の説明では、近年、空き家対策等の関係で家庭菜園付の農園を購入とかの空き家が増えてきております。そういう場合の対応として、5アールでいいのか、近隣の農業委員会では1アールというところもあるようですが、皆さんはいかが思われるでしょうか。」

事務局

「補足で言いますと、〇〇町、〇〇町は1アールというのがありますが、ここは、町外などから入って来られる空き家対策の一環で、農地付きの空き家の住家を購入すると付随すると言う事で1アールとされていますので、川棚町では、空き家対策として、農家を対象としておりませんので、企画とも相談はしたのですがそこは本町では無いと言う事でしたので、5アールと言う事で最低の面積を決定する事と思っております。」

会長

「対象にしてないけれども、もし5アール以下の面積にと言った場合でも、その面積を持った家を購入した方は農地も取得できると言う事ですよね」

事務局

「そうです。土地を取得した時には購入できると言うことです。」

会長

「そういった場合が出た時に考えていくということで、その後に 1アールにしていけばどうでしょうか。その時の対応として」

委員

「そういう風にしていくしかないと思います。」

会長

「これに似合わない場合は、1アールの農地付きを購入した場合、特例として話し合いをしていけばいいのですか。」

事務局

「基本的に1アールの方は購入出来ないので、そこが1アールしかないということは、転用をかけて頂くと言う事になるかと思います。今のこの農業委員会での決定についてとすればですが川棚町ではそういった事例はあまり無いとは思います。前に1件事例としてあったのが非農地として扱ったので、農業委員会の手から離れた管轄外と思います。隣接した農地が荒れていたので非農地と判断したと言う事です。」

会長

「他に質疑などないようですので、決定することにご異議ございませんか。」

全委員

「異議なし」

会長

「異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第3条第2 項第5号の農業委員会における別段の面積の設定については、 4ページのように決定することにします。」 会長

「それでは引き続き、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から説明をお願いします。」

事務局

6ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)

「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」

会長

「ただいま事務局から説明がありましたが、議案第3号 農地法第3条の許可申請について質疑を行います。質疑等ございませんか。」

委員

「4番、○○です。これまでにも○○さんが管理をしており、これからも続けて管理されるのは間違いないと思います。」

会長

「他にありませんか。他に質疑など無いようですので、採決に移ります。

議案第3号、農地法第3条について許可することにご異議ございませんか。」

全委員

「異議なし」

会長

「異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法第3条の許可申請については許可することに決定します。」

「それでは、続きまして、議案第4号 農地利用集積計画の決定 について審議行います。事務局から議案の説明をお願いします。」

事務局

議案説明

「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」

会長

「ただいま事務局から説明がありました、議案第4号 農地利用 集積計画の決定について、質疑を受けたいと思います。質疑等ご ざいませんか。」

全委員

「異議なし」

会長

「質疑など無いようですので、採決に移ります。

議案第4号、農地利用集積計画の決定について許可することに ご異議ございませんか。」

全委員

「異議なし」

会長

「以上ですべての議案の審議を終了しました。」

「続いて、協議事項・報告事項に移ります。事務局よりお願いします。」

事務局

「報告事項2番、農地の合意解約について説明いたします。」

(説明)

会長

「次に、協議事項1番について説明をお願いします。」

事務局

(説明)

会長

「それでは、これより協議事項1号 について質疑をうけたい と思いますが。質疑等ございませんか。」

全委員

「異議なし」

会長

「質疑等ございませんでしたので、以上をもちまして令和2年4 月の農業委員会総会を終了いたします。」

会 長

議事録署名人

議事録署名人